

新編武藏風土記稿卷之八十三

都筑郡之三 神奈川領

◎二俣川村 二俣川村は、郡の南にあり、この地名は【東鑑】などにものせて、ふるくよりもきこえたり、土人の傳へに、隣村長津田・川井の二村より湧出する二條の小川あり、その川、村の東方にて合し一條となる所、又をなすによりとなへはじめしなりと、古は御厨郷榛谷庄みくりやうごはんがやしょうに屬せしと云、又初は小机領に屬せしが後に神奈川領に改まりしとぞ、江戸日本橋より行程十里にあまれり、家數百五十二軒、村の四隣は、東の方川島・市野澤の二村につゞき、南は今井村および相州鎌倉郡奈瀬・岡津の二村に接し、西も同國阿久和村と當郡上下川井村とにて、郡中の大村にして且山谷の間なれば、そのさま他村には似ず、村民の住する所すべて四區にわかれて村落をなす、榛谷・膳部谷・本宿・二又川等の地名あり、かく區々に別れ、且小高新田の地南の方に錯りたれば、疆界ことごとく辨すべからず、水田少くして陸田多し、土性は黒野土に砂交れり、水旱ともに患あり、村内に一條の往還あり、神奈川宿より相州へ達する道あり、東の方川島村より入、村内を過る事三十丁餘にして、西の方川井・今宿二村の間に達す、道幅三四間、此道の半より、南の方相州奈瀬村へ達する捷徑あり、又古の鎌倉道といへる所あり、北の方より東の方川島堀に達す、此道を長堀通或は長堀臺とも云、今宿村より相州奈瀬村へ達す、此道今も戸塚の内、吉田橋の邊まで通せり、長さ二十丁ばかり、道幅二間餘、猶下にのする古戦場の條とあはせてみる

【捷徑】(ししょうけい) 早道。近道。

べし、當村小田原北條分國の比は、岩本和泉が知行十一貫五百五十文のよし、役帳にのす、又土人の話に、古は桑原右近と云もの知行せしことありしと云、御入國の後は彦坂小刑部が支配所なり、慶長六年村内を割て宅間治部少輔規富に賜りてより、今その子孫與右衛門知行せり、この餘よ天正十九年渡邊孫三郎勝、元和二年十月稻富宮内重次二人に賜へり、これより今その子孫稻富内記直賢、渡邊榮之助某等が知る所なり、餘はすべて昔より御代官所にして、伊奈半十郎忠治小刑部について支配し、その子孫までも預り奉りしが、正徳四年に至り、新田をましまして新見某に賜り、同五年に安藤志摩守定知に賜り、今子孫安藤八郎右衛門定名、新見七右衛門等知行せり、されば御料の地わづかに残り、今は大貫次右衛門光豊支配せり、檢地は元祿八年安藤對馬守重治奉行してたゞせり、この餘宅間與右衛門が知行は、延寶七年に檢地せしこともありしといふ、高札場四ヶ所 一は字本宿の内板橋にあり、村の南にあたり、一は東の方字膳部谷の内にあり、一は字榛ヶ谷の内にあり、これも東の方なり、一は字二又川の内にあり、これもまたその東の方なり、小名 當村は頗る廣くして、すべて四區にわかれたれば、小名と云もの他の一村のごとし、ゆへに小名の内に字ありて各別に一區をなせり、

◎本宿 村の東南の方なり、この地のつゞきなる隣村を今宿と云、恐らくはこの本宿は昔の驛場などにて、今宿ももとは二又川の内なりしが、一旦かの驛場を移せしことあるにや、天正十九年渡邊孫三郎勝に賜りしより、今にその子孫渡邊榮之丞が知行なり、

字 長堀臺 東の方、

小田 南の方

【驛場】(うまやば) 律令制時代に驛(うまや)の建物があった場所。『広辞苑』

宮澤 西の方なり、

内田 百姓惣右衛門が先祖、内田左近がかゝへし地なる

ゆへこの名おこれり、村の北の方なり、

◎膳部谷 せんぶ 村の西南より東の方へかけてかく云、元祿年中改定の國圖に
は、一俣川村の内膳部谷とあり、其以前より分れし、小名なることしるべし、
慶長六年宅間治部少輔規富此地を賜りしより、今にその子孫與右衛門知行
せり、

字 榛ノ木 はんのき 北の方なり、

淨満谷 じやま 東の方なり、

彌八郎場 ややちろうば 北の方なり、

◎榛ヶ谷 はんがや 村の中央より南のかたへかけての小名なり、按に當郡及び
橘樹郡へかけて榛ヶ谷と云庄名あり、これ當所の地名より起こりし唱
なるべし、元和二年十月稻富宮内重次に賜はりてより、今その子孫内
記直賢知行せり、

字 どうまん谷 どうまんだ 文字詳ならずと云、おもうに他の地名

に道満と呼ぶ所まゝあり、これも道満とまくべき歟、

南の方にある地なり、

萬騎内 まんき 又まきの原とも呼べり、中央よりすこしく南に

よりたる所なり、

横谷 よこや 西の方なり、

堂の前 どうのまへ 中央にて長昌寺の門前なり、

◎二又川 ふたまたがわ 村の北の方なり、この地村名のおこりし地なるにや、
正徳四年新見某にたまはり、子孫七右衛門知行せり、
しやうとくくじしち

字 北中尾 きたなかつ 西の方なり、

南中尾 おなじあたり これも同邊なり、

又口 小名又口より南なり、

打越 北によりたる所なり、

野中 東の方なり、

柏谷 南の隅なり、

四方坂 中央の高き所なり、相州道の中ほどにあたり

四方坂 村の中央にて二又川の内なり、この坂の上高峻こうしゅんの地にして、四方を見渡し、眺望いと佳かなる所なり

おかん坂 村の東本宿の内にあり、土人の話に、鎌倉將軍時代當所遊獵ゆうりやうのとき、

將軍家の乘輿じやうりやをたてし所なる故、おかこ坂といひしを、語路ごろの便宜にしたが

ひてかく唱となへたりと云へり、うけがたき説なり、

二俣川 ふたまたがわ 水源みなかみは二流にて、一は西より南の方、字榛ノ木はんのきといえる所の山間やまあいよ

り出て、東流す、又一流は南の方の谷より出、村の中央にて二流あいて一流

となり、東の方川嶋村へ達す、村内へかゝること一里ばかり、川幅三間ほど、

末流は帷子川なり、

鱒池こひしづいけ 今井村の界かぎにあり、わづかなる池なり、

板橋 いたはし 無名の橋なり、東の方二俣川に架す、長五間幅八尺、(約九間) (約三四尺)

溜井 村の南本宿の内にあり、大さ五百坪ばかり、その邊の用水なり、榛ヶ

谷膳部二又川等の地は、すべて天水をたゞへて耕種こうしゆせり、

神明社 除地じよち、五畝(一五〇坪)、本宿の内字幸田谷あきにあり、その邊の鎮守なり、勸請かんじゆの年

代を傳へず、二間に三間の社にて南向なり、前に木の鳥居をたつ、社地すこ

しく高き所にて、古松一株たてり、例祭は九月二十日なり、一ノ澤村長見寺持

山王社 除地(二五〇坪)、榛ヶ谷の内北かたの方にて、これもわづかに高き所なり、そ

の所の鎮守とす、社は二間に三間、異向にて前に木の鳥居をたつ、石階せつかいそこば

【遊獵】(ゆうりやう) 獵をして遊ぶこと。

【乘輿】(じやうりや) 天子の乗る乗物。天子の

車馬。『広辞苑』

【耕種】(こうしゆ) 田畑をたがやし、種や苗を植えること。田畑をたがやし作物を作るこ

と。『広辞苑』

くあり、社地は松樹雜木等繁茂して森々たり、例祭年々九月十四日、長昌寺持、
 神明社 除地、一段、村の良の下膳部の内にあり、寛永十九年宅間三十郎
 檀那として、造立せし棟札あり、この時より鎮守なるにや、村内字二又川及
 び今宿村等の惣鎮守なり、社は二間に三間、巽向なり、例祭九月十一日、村持、
 神明社 除地、五畝、二又川の内字又口にあり、鎮座の年代をしらず、村持、
 稻荷社 除地、一畝、字四方坂にあり、わづかなる祠なり、
 神明社 除地、一段、上膳部の東の方、上膳部の東の方、妙蓮寺の左にあり、
 寛永十二年宅間伊織造立の棟札あり、社前に木の鳥居をたつ、村持、
 末社稻荷社 本社の左にあり、

淨性院 本宿の内中央より北によりてあり、免除地、二斗五升の地を領して、
 境内もその内なり、淨土宗にて、古は京都知恩院の末寺なりしが、いつの比
 か相州鎌倉光明寺の末に屬せり、源圓山と號す、起立の來由を尋ぬるに、昔
 此所の地頭渡邊富次が、この地を巡行せしとき、長安寺といへる廢寺あり
 しにより、そのあとへつきて再興し、あらためて淨性院と號せり、長安寺の
 ことは、宗旨及び開闢のことに至るまで都て傳はらず、富次が父孫三郎勝、
 天正十九年當所を賜はりしと云ときは、再興の年代も推してしるべし、本堂七
 間に六間東向なり、本尊彌陀、木の坐像長二尺八寸ばかり、恵心の作なりと
 云、開山の僧はその名をつたへず、

鐘樓 本堂に向て左にあり、七尺四方、鐘は天明八年に造りしものなり、
 地藏堂 本堂の東なる丘の下にあり、三間半四方、地藏は木の立像にて長
 二尺五寸ばかり、この堂を長安寺と號するは、もとの廢寺の號を存するなり
 と云、おもふにこの地藏は、昔の本尊などにてやありけん、

長昌寺 除地、二千八百坪、榛ヶ谷の内にて北に寄たる所にあり、曹洞宗、
 相州愛甲郡飯山村金剛寺末、永谷山と號す本堂七間に五間南向なり、本尊
 釋迦木の坐像長一尺八寸ばかり、脇土二體各八寸ばかり、本山第六世柳顔
 開闢せり、柳顔は寛文三年九月二十三日、七十歳にして寂せりといふ、

【開闢】(かいびやく) 1 天地の開けはじめ。 世界のはじめ。 2 開山。 また一般に、物事の

はじめ。 『広辞苑』

白山社 門をへて左にあり、小社なり、

妙蓮寺 除地、一段四畝廿歩(五〇坪)、上膳部の東にあり、法華宗、豊嶋郡雜司谷村

法明寺末、松久山と號す、本山第十二世日曉きりゅうが起立する所なりと云、日曉は

萬治二年四月八日寂じやくせり、開基は宅間織部忠次なりと云、寛永五年かんえい(一六八)草創そうそうのよ

し棟札むなだにしるせり、客殿七間半に本尊三寶さんぼうを安あんす、

祖師堂 客殿の左にあり、三間四方、

鬼子母神堂 客殿の後ろにあり、九尺四方、

三佛寺 除地、二段(六〇坪)、村の中央よりすこしく北に當りてあり、下膳部の北なり、

淨土宗、瀧山大善寺末、峯鶴山則相院と號す、開基は地頭宅間治部少輔親富

と云、元和七年げんわ(六二)正月十六日卒せり、開山は口譽檀察と云、寛永七年かんえい(一六八)四月五日

卒しゆつせり、客殿八間に六間翼たみに向へり、本尊は三尊の彌陀みだ、木の立像長二尺(約〇四)は

かり、其餘立像の地藏これも長三尺餘(約九〇四)なり、いづれも聖德太子の作らせ

給ふ像なりと云、

鐘樓 客殿に向て右にあり、九尺四方なり、鐘は寶曆十一年ほうれき(一七六)に鑄いしものなり、

觀音堂 客殿に向て左の方にあり、三間四方、觀音は木の立像にて、長

一尺(約〇四)、これも聖德太子の作りたまひしものなりと云傳いいつたふ、

舊跡古戰場甲 鶴ヶ峰あたりの邊をいへり、元久二年畠山次郎重忠、鎌倉より討手北

條相模守と合戦して、討死うちじせし所なり、

【東鑑】云、元久二年六月二十二日、戊申、快晴、寅尅鎌倉中、驚遽、軍兵競走于由比濱之邊、可被誅謀叛之輩畠山六郎云云、依之奉仰以佐久間太郎等、相圍重保之處、雖爭雄雌、不能破爭多勢、主從共被誅云云、又畠山次郎重忠參上之由、風聞之間、於路次可誅之由、有其沙汰、相州已下被進發、軍兵悉以從之、仍少祇候于御所中之輩、于時間注所入道善信、相談于廣元朝臣云、朱雀院御時、將門起於東國、雖隔數日之行程、於洛陽猶有如固關之構、上東西兩門（元上門也）始被建扉、矧重忠之莅來近所歟、盍廻用意哉云云、依之遠州候御前給、召上四百人之壯士、被固御所之四面、次軍平等進發、

【東鑑】に云う、元久二年六月の二十日あまり二日戊申の日。快晴。寅の尅（午前四時頃）、鎌倉中驚遽し、軍兵由比の浜の邊に競い走る。謀反の輩（畠山）の六郎を誅せらるべしと云々。これによつて仰せを奉り、佐久間の太郎等をもつて重保を相圍むのところ、雄雌を争うといへども、多勢を破るに能わず、主從共に誅せらると云々。また畠山の次郎重忠參上の由風聞するの間、路次において誅すべきの由、その沙汰あり。相州（北条義時）已下進發せらる。軍兵ことごとくもつてこれに従う。よつて御所中に祇候するの輩少なし。時に問注所三善の入道善信、大江の廣元朝臣に相談じて云わく、朱雀院の御時、平の將門東國に起り、数日の行程を隔つといへども、洛陽においてなお固關のごときの構えあり。上東・上西の兩門始めて扉を建てらる。いわんや重忠すでに近き所に莅み來らんか。なんぞ用意を廻らささんと云々。これによつて、遠州（北条時政）御前に候じたまい、四百人の壯士を召し上せ、御所の四面を固めらる。次に軍兵等進發す。

大手大將軍相州也、先陣葛西兵衛尉清重、後陣堺平次兵衛尉常秀、大須賀四郎胤信、國分五郎胤通、相馬五郎義胤、東平太重胤也、其他足利三郎義氏、小山左衛門尉朝政、三浦兵衛尉義村、同九郎胤義、長沼五郎宗政、結城七郎朝光、宇都宮彌三郎頼綱、筑後左衛門尉知重、安達藤九郎右衛門尉景盛、中條藤右衛門尉家長、同苧田平右衛門尉義李、狩野介入道、宇佐美右衛門尉祐茂、波多野小次郎忠綱、松田次郎有綱、土屋彌三郎宗光、河越次郎重時、同三郎重員、江戸太郎忠重、澁河武者所、小野寺太郎秀通、下河邊庄司行平、園田七郎、并大井、品河、春日部、潮田、鹿島、小栗、行方之輩、兒玉、横山、金子、村山黨者共、皆揚鞭、關戸大將軍式部丞時房、和田左衛門尉義盛也、前後軍兵如雲霞兮、列山滿野、

おおてだいしやうけん 相州（北条義時）なり。先陣は葛西兵衛尉清重、後陣は堺平次
大手の大將軍は 相州（北条義時）なり。先陣は葛西兵衛尉清重、後陣は堺平次
ひようさのじやうつねひで おおすが しろうたねのぶ 國分の五郎胤通、相馬の五郎義胤、東
兵衛尉常秀、大須賀の四郎胤信、國分の五郎胤通、相馬の五郎義胤、東
の平太重胤なり。そのほか、足利の三郎義氏、小山左衛門尉朝政、三浦
ひようさのじやうつねひで おおすが しろうたねのぶ 國分の五郎胤通、相馬の五郎義胤、東
兵衛尉義村、同く九郎胤義、長沼の五郎宗政、結城の七郎朝光、宇都宮の
やさぶろうよりつな ちくごさえもんじやうともしげ 安達の藤九郎右衛門尉景盛、中條右衛門
彌三郎頼綱、筑後左衛門尉知重、安達の藤九郎右衛門尉景盛、中條右衛門
いえなが おなじ かりたへいえもんじやうよしすえ 狩野の介入道、宇佐美右衛門尉祐茂、波
尉家長、同く苧田平右衛門尉義李、狩野の介入道、宇佐美右衛門尉祐茂、波
たの せいらうたごみ まつだ じやうありつね つちや やさぶろうむねみつ 河越の次郎重時、同
多野の小次郎忠綱、松田の次郎有經、土屋の彌三郎宗光、河越の次郎重時、同
く三郎重員、江戸の太郎忠重、澁河の武者所、小野寺の太郎秀通、下河邊の
せいらうしげかす えど たろうただげ しすがわ むしゃどころ おのでら たろうひでみち しもかわべ
庄司行平、園田の七郎、ならびに大井・品河・春日部・潮田・鹿島・小栗・
なめた とまがら こたま おおい しながわ かすかべ うしおだ かしま おくり
行方の輩、兒玉・横山・金子・村山党の者ども、皆鞭を揚ぐ。關戸の
だいしやうけん しきが じやうときやま わたさえもんじやうよしもり
大將軍は式部の丞時房、和田左衛門尉義盛なり。
ぜんご くんひやう うんか
前後の軍兵 雲霞のごとくにして山に列なり 野に満つ。

午尅著於武藏國二俣河、相逢于重忠（重忠） 去十九日、出小倉郡菅屋館、今著此澤也、折節舍弟長野三郎重清、在信濃國、同弟六郎重宗、在奥州、然間相從之輩、二男小次郎重秀、郎徒本田次郎近常、榛澤六郎成清、已下百卅四騎、陣于鶴峰之麓、而重保今朝蒙誅之上、軍兵又襲來之由、於此所聞之、近常成清等云、如聞者討手不知幾千萬騎、吾衆更難敵件威勢、早退歸于本所、相待討手、可遂合戰云云、重忠云、其儀不可然、忘家忘親者、將軍本意也、隨而重保被誅之後、不能顧本所、去正治之頃、景時辭一宮館、出途中伏誅、似惜暫時之命、且又兼似有陰謀企、可耻賢察歟、尤可存後車之誠云云、爰襲來軍兵等、各懸意於先陣、

午うま尅こく著ちやく於よ武藏むさし國くに二俣ふたまた河がわ、相あひあ逢い于こゝ重忠しげただ、去い十九日とうか、出い小倉こゝ郡か菅屋すげや館た、今いま著ちやく此こゝ澤さわ也、折おり節ふし舍しや弟てい長野ながの三郎さんらう重清しげきよ、在あ信濃しんの國くに、同おな弟じ六郎ろくらう重宗しげむね、在あ奥州おうしゅう、然しか間ま相あ從じゆ之の輩たぐひ、二男になん小次郎こじらう重秀しげひで、郎徒らうじゆ本田ほんだ次郎じらう近常ちかつね、榛澤はんざわ六郎ろくらう成清しげきよ、已い下くだ百ひゃく三さん十じゆ四し騎き、陣ちん于こゝ鶴峰つるがみね之の麓ふもと、而しか重保しげやす今朝けふ蒙あ誅せつ之上の上、軍兵ぐんべい又また襲おそ來きた之の由よし、於こゝ此こゝ所ところ聞き之の、近常ちかつね成清しげきよ等ども云い、如ごと聞き者もの討手うて不し知し幾いくばく千せん萬まん騎き、吾われ衆しゆ更さら難がた敵た件けん威勢いせい、早はや退ひ歸かへ于こゝ本所ほんじよ、相あ待まち討手うて、可べ遂す合戰あはれ云云、重忠しげただ云い、其その儀ぎ不べ可べ然ぜん、忘わ家か忘わ親しん者もの、將軍しやうぐん本意ほんい也、隨したが而して重保しげやす被あ誅せつ之の後のち、不べ能べ顧こ本所ほんじよ、去い正治しやうじ之の頃ころ、景時かげとき辭し一宮いちみや館た、出い途みち中ちゆう伏誅ふくせつ、似ごと惜お暫せんじ時じ之の命いのち、且かつ又また兼か似ごと有あ陰謀いんぼう企け、可べ耻かたじけ賢察けんさつ歟や、尤なほ可べ存ぞん後車こうしゃ之の誠まこと云云、爰こゝ襲おそ來きた軍兵ぐんべい等ども、各おの懸けん意い於こゝ先陣せんじん、

又また襲おそ來きた之の由よし、於こゝ此こゝ所ところ聞き之の、近常ちかつね成清しげきよ等ども云い、如ごと聞き者もの討手うて不し知し幾いくばく千せん萬まん騎き、吾われ衆しゆ更さら難がた敵た件けん威勢いせい、早はや退ひ歸かへ于こゝ本所ほんじよ、相あ待まち討手うて、可べ遂す合戰あはれ云云、重忠しげただ云い、其その儀ぎ不べ可べ然ぜん、忘わ家か忘わ親しん者もの、將軍しやうぐん本意ほんい也、隨したが而して重保しげやす被あ誅せつ之の後のち、不べ能べ顧こ本所ほんじよ、去い正治しやうじ之の頃ころ、景時かげとき辭し一宮いちみや館た、出い途みち中ちゆう伏誅ふくせつ、似ごと惜お暫せんじ時じ之の命いのち、且かつ又また兼か似ごと有あ陰謀いんぼう企け、可べ耻かたじけ賢察けんさつ歟や、尤なほ可べ存ぞん後車こうしゃ之の誠まこと云云、爰こゝ襲おそ來きた軍兵ぐんべい等ども、各おの懸けん意い於こゝ先陣せんじん、

欲貽譽於後代、其中安達藤九右衛門尉景盛、引卒野田與一、加治次郎、飽間太郎、鶴見平次、玉村太郎與藤次等畢、主從七騎進先登、取弓挾鎗、重忠見之、此金吾者弓馬放遊舊友也、拔萬人趣一陣、何不感之哉、重秀對於彼、可輕命之由加下知、仍挑戰及數反、加治次郎宗季已下、多以爲重忠被誅、凡弓箭之戰、刀劍之諍、雖移尅、無其勝負之處、及申尅、愛甲三郎季隆之所發箭、中重忠(年四十二)之身、季隆即取彼首、獻相州之陣、爾之後、小次郎重秀、(年二十三母右衛門尉遠元女)并從等自殺之間、縋屬無爲云云、

ほまれこうたいのこのこ
譽を後代に貽さんと欲す。その中に、安達の九郎右衛門尉景盛、野田の與一、
かじじろう、あぐま、たろう
加治の次郎、飽間の太郎、鶴見の平次、玉村の太郎、與の藤次等を引卒し畢わり、
しゅじゆうしちきせんとう、すす
主從七騎進先に進み、弓を取り鎗を挾む。重忠これを見て、この金吾(安達の藤
九郎右衛門尉景盛)は、弓馬放遊の旧き友なり。萬人に抜んで一陣に赴く。何ぞこれ
を感ぜざらんや。重秀、彼に對して命を輕んずべきの由、下知を加う。よつて
挑み戰ふこと數反に及ぶ。加治の次郎宗季已下、多くもつて重忠がために誅せ
らる。およそ弓箭の戦い、刀劍の諍い、尅を移すといへどもその勝負なきのと
ころ、申の斜(午後五時頃)に及びて、愛甲の三郎季隆が發つところの箭、重忠が
身に中る。重忠、四十あまり二歳なり、季隆、即ち彼の首を取りて、相州(北条義時)の陣に獻す。
しかるの後、小次郎重秀、二十あまり三歳なり母は右衛門尉遠元が女ならびに従等、自殺するの間、
縋無爲に屬す。

読み下しと振仮名付けは、「全訳吾妻鏡」新人物往来社(昭和52年刊)を参考にした。
新人物往来社版は、風土記稿とは採用された原本が異なるため、一部記述が異なる。

今府中宿より南の方玉川をこへて、關戸の方鎌倉の古道あり、其道より南折して此所へ出しにや、

◎密經新田 みつぎよしのしでん 密經新田は、貞享四年小高市右衛門が新墾のことを企し にいはり とき、此地もともにひらかんとせしが、いかにも廣漠の地にして、俄に功を遂がたきをもて猶豫せしが、その後玉置小兵衛と云もの司りて つかさむ 開墾せり、この地もと二俣川の原野にして、所々に散在せるものを合せ あはせ て一村とせしなれば、もとより二俣川の枝郷なり、民家はかの玉置小兵衛が子孫一軒のみにて、その宅地は本村より南にあたれるところなり、その餘は所々に散在せる地なれば、堺も辨すべからず、土性は黒土にして皆陸田なり、その餘は小高新田に同じ、

小名

三經 みつぎよ 東北の方なり、

御領四方坂 おんりやう 東の方なり、

半ヶ谷 はんがや 同邊なり、

阿久和出蒔場 あくと 南の方相州阿久和村の境なり、

阿久和膳部臺 あくと これも南の方なり、

◎上星川村 かみほしかわむら 上星川村は、郡の南橋樹郡の界ひにあり、今は神奈川領なれど、古は小机領ともいへり、江戸日本橋へは行程八里餘、村の廣狹 こうきやう は東西へ十二丁、南北へ五丁にあまれり、村内坤の方より乾の方へ川 かみ 島村の地を貫けり、されば村の地は自ら二つに隔りて、西の方なるを上と云ひ、東の方をば下といへり、四境は、東の方は橋樹郡和田村・帷子町等にとなり、南は坂本・川島の二村に堺ひ、西は白根村にて、北は橋樹郡羽澤村、當郡上菅田村につゞけり、家數六十一軒、すべて村内山にそひて田は谷間の地に作る、されど用水不便なれば早損の患多 かんそん

し、故に良の方に溜井を設けて引用ゆ、土性は眞土或は黒土砂交はれり、檢地は寛永二十二年富田半之丞・成瀬忠右衛門等にて、新田方は明和四年辻源五郎檢地す、星川の地名は郡の惣説に辨せしごとく、【和名抄】久良郡の内にも出たれば、此村はその郷のもとにして、古くより開けしなるべし、されど外の古記録に沙汰あることをいまだきかず、遙の後小田原北條分國の頃は、かの【所領役帳】に六郷殿卅四貫九百四十文、小机筋星川又向星川とあるも、今上下星川と唱ふる二村なるべし、御入國の後正保の頃は、當村及川島村を山本平九郎が采邑に賜はれり、今御料は小野田三郎右衛門信利支配し、私領は御醫師船橋宗迪の知行なり、村内一條の道あり、川島村より入中央を通じ橋樹郡帷子町へ達す、村内を通ずる長さ十二丁許、道幅三間、秣場は北の方にて十二丁八反三畝十三歩あり、隣村川島村と入會なり、高札場 村の北にあり、船橋宗迪が采地の内なり、

小名

下耕地 八幡谷以上共に東の方にあり、

堀先 中耕地 以上二ヶ所共に南よりを云、

猪子山下 西の方を云、

菅田谷 山王谷通 いづれも村の北よりにあり、

寺田袋 坤の方を云、

四段田 これも同邊にあり、

釜壇山 村の東にあり、高さ十三丈ばかり、山上に塚あり、こゝに石を重て上の石には丸き穴をうがてり、土人の傳へには、昔右大將頼朝卿富士野に狩せられし時、茶をたてし釜壇の石なりと云、此説尤うけかひがたし、入間野或は那須野の狩といはんはさもあるべきを、富士野にては地理の次第もたがへるに似たり、頼朝のことはしばらく置いて、武田北條家などの陣所の

寛永年代は二十一年まで。同年正保に改元。誤記か？

舊跡など、いはんはさもあるべきか、土人の傳へのまゝにしばらくしるす、村民此石の苔をとりて、風邪或は咳など病ものに飲しむければ必癒ると云、平癒せし時は竹の筒へ酒を入れてさくるといへり、此山の東の裾通りに、西東へ下る坂あり、これを東坂と云、

帷子川 西の方川嶋村より村内南界ひをへて、巽の方橋樹郡帷子町へ達す、

川幅六間ばかり、長さ二十五丁にあまれり、此川の支流南の方へ引て用水の便りとなせり、

上菅田川 北の方上菅田村より入、當村中央を流て帷子川に合す、尤細流なり、

杉山社 除地、二畝、村の東の方にあり、覆屋三間に二間半、内に小社を置、巽向なり、社前に鳥居をたつ、村の惣鎮守にして、例祭は九月十八日、村民の持、下の三社は村持也、

山王社 除地、一畝、村の西にあり、船橋宗迪が采地の内なり、

八幡社 除地、一畝、村の良の方にあり、南に向ふ、御料の方なり、

神明社 除地、一畝五歩、村の東にあり、南に向ふ、

第六天社 除地、一畝、村の中央にあり、村内妙福寺持、

妙福寺 年貢地、一段四畝、村の中央にあり、法華宗、相州愛甲郡金田村妙順寺末、星川山と號す、開山は寂靜院日賢と云り、その寂年を傳へず、客殿五間に四間南向なり、本尊三寶を安す、昔よりこの山上に小庵を立置しが、いつの頃か此所へ引て一寺とせり、船橋宗迪が采地にあり、

題目石碑 客殿に向て右の方山の半腹に立り、高さ九尺ばかり、

東光寺 除地、一段六畝、村の良の方にあり、禪宗曹洞派、橋樹郡小机村雲松院末、藥王山と稱す、開山は堯室宗舜正保二年六月朔日寂す、客殿六間半に五間西南の方に向ふ、本尊薬師坐像にして長さ一尺八寸ばかり、行基の作なりと云、

以下略

新編武藏風土記稿卷之八十三終

新編武藏風土記稿卷之八十七

都筑郡之七 小机領

◎上菅田村 上菅田村は、郡の南の方にあり、昔は小机郷ともいひて小机百八村の内なりと土人云り、江戸日本橋まで凡八里餘の行程なり、四方の廣狹は凡東西へ十一丁、南北二十丁にあまれり、村の東は橋樹郡下菅田・羽澤の二村に接し、西は新井新田・白根村にさかひ、南の方は上星川・川島の兩村にて、北は鴨居村に續けり、家數四十四軒、すべて田少く畑多し、土性は野土砂石交れり、用水不足にして旱損の患多し、御林四ヶ所あり、多くは巽の方によれり、すべて七丁四段六畝九歩、檢地は寛永二十一年富田半之丞、享保八年筧播磨守等うけたまわれり、御入國の後、正保の頃は山本平八郎知ところにして、其後年代しれず、皆御料になれり、文化八年久良岐郡金澤へ公より要害のために、大筒臺を築かれしにより、其所の地頭山名熊五郎が采地を收公せられ、當村の内にて別にたまへり、御料の方は今は小野田三郎右衛門信利預り奉りぬ、高札場二ヶ所 御料の方は村の中央にあり、私領の方は南よりにたてり、

小名

山崎 巽の方村の端にあり、

かりまた谷 南の方なり、

さんの谷 これも南の方を云、

白根境 西の方にあり、

大谷 上原 以上村の中央を云り、

用水 谷々より清水落あふれて一條の流となり、村内の田間にそゞぎて、上星川村へも通ず、

【大筒】（おおつづ）大砲の古稱。

八幡社 除地、七畝二十歩、村の中央にあり、石階を登りて覆屋二間に二間半、内に小祠を置巽へ向ふ。村持にて、例祭は年々八月十五日、石階の下に石の鳥居を立、

末社天王社 八幡に向て右の方にあり、

福姓寺 除地、八畝二十歩、村の中央にあり、古義真言宗、久良岐郡太田村

東福寺末、本尊薬師長一尺一寸許なるを安ず、開山開基を詳にせず、客殿

六間四間半

地藏堂 元當寺の邊にありしを、堂もことの外零落せしにより、境内に移せりと云、堂二間に三間半南向なり、本尊長二尺七寸許の立像なり、

十三塚 村の南よりにあり、名のみ残りて今一つを存すれど、土人は十三塚と呼り、僅一間半四方、

褒善者百姓七右衛門後家もん女 もん女は元より當村の生れにして、幼きときより父母にわかれ、たゞ祖母のみあり、彼も孫のみなしごなるをあはれみて、困窮の中にも心をつくし育ひそだてしかば、程なく年十七に成し頃、村内百姓の子に七右衛門と云ものあり、かれを智とせしに、それも難苦にたへかね、妻をすて、さりしかば、自らひとり祖母をやしなひしに、祖母もいたく老ぼれたれば、寒夜の頃には衾をともしして暖め、夏に至れば涼につけて暑を避けしめ、その餘力には女ながらも田畑にいで、耕作して衣食のたすけをなし、朝夕の食物など好むに随ひ求得て食はしむ、かくしつゝ年月をおくり、祖母齡八旬餘に及びたれば、もとより歩行もかなひがたかりし故、常に側をさらずして起居にも心をくばり、動靜も目をそへつゝ五年を過しぬ、其後八十九歳にして天命をへしかば、かゝるきとくなることあまねく聞えしにより、村民等も擧て其奇特を感じ、地頭山名熊五郎へそのよし訴へしかば、文化九年申十二月地頭より銀二枚をあたへて、其孝心を稱せりと云、時にもんは歳四十三なり、

【衾】(ふすま) 長方形の衾(あわせ)で、寝るときにからだの上にかける夜具。綿を入れるのを普通とするが、袖や襟を加えた直垂状

のものもある。『広辞苑』

【八旬】(はちじゆん) 旬〓十年。『広辞苑』

中略

◎新井新田 此新田は、郡の巽たつみにあり、昔は御林おはやしなりしを、橘樹郡神奈川の人、新井忠平衛と云もの、寶曆ほうれき(一七五二)六四年中開發してより新井新田と唱となへり、村の廣さ東西へ三町餘(約三〇町)あまり、南北六町にあまれり、四境しきょう東は上菅田村に接し、南は川島村にて、西より北へかゝりては白根村なり、眞北かたの方は鴨居村につゞけり、江戸日本橋まで行程八里ばかり、家數十四軒、村内すべて小山多くして平たいらかならず、畑多く田少し、土性どしやうは黒野土のつちなり、坤ひつじふの方に四段(約一〇〇坪)ばかりの秣場まぐらあり、檢地は久保田十左兵衛門なり、御代官の遷代は大貫次右衛門・伊奈半左衛門・菅沼安十郎・中村八太夫・伊奈友之助かはるがわる支配して、今は小野田三郎右衛門あづかり奉たてまつりぬ、

高札場 村の中央にあり、

小名

庚申丸 村の東の方なり、

會所前 これも東の方なり、

境谷 南の方をいふ、

長坂 おなじ邊あたりなり

網張場 西の方なり、

樹木谷 前に同じ

千貫丸 北の方をすべていふ、

中道 同じ邊をいふ、

大村 村の中央なり、

稻荷社 除地、一段六畝二十四歩、村の坤の方にあり、わづかの社にして東にむかへり、村の鎮守なり、橘樹郡星川村法性寺のもちなり、新田開發発のち勸請かむせうすと云ふ、

新編武藏風土記稿卷之八十七 終

新編武藏風土記稿卷之八十八

都筑郡之八 領名未勘

中略

◎川井村 川井村は、郡の南にあり、古へに御厨屋の庄とも、榛ヶ谷の庄など、も唱へしによし、されど舊くは御厨屋を三栗谷とも唱へしにや、既に文祿二年の水帳にも、小机の内三栗谷庄とするせり、村名の起りを詳にせず、土人の傳へは多磨郡川井村の者來りて開發せしにより、此名ありと云、正保の頃ののものには、川井村とのみ記して、上下を分たざりしに、寛永年中の御朱印に、上河井村とあれば、この頃上下を分ちしものによ、元祿年中郷村の帳には、はや今の如く三村に分ちしるせり、されども一村の地なれば、その境ひ犬牙してさたかに辨しかたけれども、大抵上川井村は西北にあり、川井村は東の方によりて、下川井村の地は南の方に交れり、江戸日本橋へは行程十里に餘れり、家數百三十五軒、四隣、東の方は白根・今宿の二村に接し、西は相州鎌倉郡瀬谷村に交はり、南は二俣川村にて、北は長津田村に及び、良の方は久保村につゞけり、東西へ凡そ三十五町、南北二十五町に餘り、すべて山林高低ありて土性は黒土砂交れり、田少くして畑多し、當村元の領主は傳へず、その後の地頭も入あひの地なれば尤辨しがたし、しばらく三村をあはせていへば、御入國の後は伊奈半十郎忠治、御代官所の外、元和元年駒井右京亮親直が采地に賜はり、其餘はいつの頃にや、鈴木作兵衛・倉林五郎右衛門等の給へり、今御料の方は小野田三郎右衛門預り奉り、私領の方は駒井右京・倉林五郎右衛門知る所にて、鈴木作

兵衛が采邑さいいゆうはいつの頃か收公しゅうこうせらる、檢地は元祿六年伊奈半左衛門 奉りて糺ただせり、村内北の方古海道いにしへのみちとて僅に存せるあり、今よりは往來とも見えず、長津田・久保の二村より入、南の方二俣川村へ達す、又相州中原道も白根村より存相を経ること二十六町餘(約二八町)にして、相州鎌倉郡瀬谷村へ達す、又一條は八王子往來道とて、東の方今宿村より入、村内を過ること三十五町(約三八町)ばかりにて、西の方長津田村に通ず、高札場 村の東にあり、

小名

下宿 東よりを云、
三ツ屋 山崎屋敷 二ヶ所ともに中央より少く西にあり

五段田 北の方によりて下川井村と接地なり、
ろうば谷 同じ邊あたりにあり、

矢指谷 西南の方にあり、
せきぐち 南の方を云、

かまとり池 これも同じ邊にあり、文祿の頃相州鎌倉郡阿久和村界さかひに池ありし故、名付しも知べからず、

今池の形はなけれども、文祿の水帳みずぢようにもものせられたれば、
舊ふるくよりの名なるべし、

吉祥山 村の中央にあり、その名つくる故を詳にせず、

川 二俣川の一の水元みななみなり、上川井村の内小名大貫谷よりの清水がっ合して一流となり、東の方今宿村へ達す、村内をふるること三十町(約三三町)ばかり、川幅も二間(約三六町)に餘あまり、

新橋 東の方中原道あたりにあり、長五間(約九町)、幅七尺五寸(約二二町)、自普請所じふしんどころなり、
八幡社 除地じゆぢ、七畝(二三四坪)、村の東の方にあり、社は二間に二間半、坤ひに向ふ、前に鳥居を立、神體しんたいは弓箭きゅうせんをとりし形にて、彩色さいしきを加たる像なり、
長八寸(約二四町)ばかり、例祭年々九月にして其日を定めず、上川井村長源寺もちの持、

◎上川井村 上川井村は、前村及び下川井村・坂倉新田と三所入會いりあひにして、接界せつがいも分ちがたし、上下に分れし年代は、略前村はなはに辨べんせし如く、寛永かんえいの頃ころ村高の内、上川井二百七十三石餘あまり、庄定之丞が先祖せんぞへ賜たまはりし御朱印ごしゅいんあれば、推考すいこうすべし、されどそれもいくほどなく收公しゆこうせられ、正保しょうほうの頃は鈴木作兵衛しらすの知る所なりしが、これもまた收公しゆこうせられ、御料所ごりょうしょとなり、今は小野田三郎右衛門信利支配しやくす、檢地けんちは元祿八年安藤對馬守重治あふらたゞせり、秣場まはばは上下川井村の接地せつちにありてたがいに列つらなれり、高札場 村の北きたの方長源寺の前にあり、

小名

大竹 東の方なり、

大貫谷 北の方をいふ、

日向根 (ヒナタネ) 東北の方を云、

東根 南の方をいへり、

神明社 除地じゆち、二段五畝歩(七五〇坪)、東の方にあり、社は二間半に三間坤の方に向ふ、

前に鳥居を立、例祭は年々九月にて其日を定めず、社は丘上にて松杉繁茂せり、長源寺持、以下五社も同寺の持なり、

神明社 除地(四坪)、村の良の方にあり、小社にて南に向ふ、

天神社 除地(九九坪)、三畝九歩、北邊によれり、僅なる祠を南向に立、前に木の鳥居あり、

鳥居あり、

第六天社 除地(一〇坪)、二十歩、西南の丘上にあり、社は五尺に九尺北向なり、

木の鳥居を立、

杉山社 除地(二四坪)、二十四歩、西北の間丘上にあり、社は六尺四方にして巽に

向ふ、木の鳥居をたてり、

圓法寺 除地(一五〇坪)、五畝、南の方によれり、禪宗曹洞派、相州高座郡中和田村

泉龍寺末、南鷄山と號ごうす、開山開基を詳つまひらかにせず、客殿三間半に四間半良に

向ふ、本尊彌陀木の立像、長一尺五寸ばかりなるを安あんす、

長源寺 除地(三七九坪)、七段九畝九歩、北の方にあり、古義眞言宗、橘樹郡鳥山村三

會寺末、川井山觀音院と號ごうす、開山を詳つまひらかにせず、中興開山實圓けんそん元文三年

八月九日寂せり、石階數級を登りて客殿あり、四間に五間、南に向ふ、本尊十一面觀音、木の立像、長一尺八寸ばかり、行基菩薩の作なりと云、鐘樓門を入れて右にあり、一間四方、鐘銘に明和五年と刻せり、後證に益なければ略す、

八塚 村の南によりてあり、僅の塚にして大松一株あり、圍も六七尺ばかり、されど其由來を傳へず、

◎下川井村 下川井村も、上下川井・坂倉新田と地境犬牙せり、昔より倉林五郎左衛門の采邑なり、新田の方元祿八年安藤對馬守重治檢地して、今小野田三郎右衛門信利支配す、

高札場 南の方によりてあり、
小名

瀬戸 東により三嶋社の邊にあり、

吹上 村の中央なり、

矢場 東北の間御殿場の邊を云、

金ヶ谷 南の方を云、

原 字瀬戸より西の方を云り、

大鳥山 村の南にあり、古大鳥某といへる郷士の住せし所と云り、

三島社 見捨地、二段許、村の東の方にあり、平地にして松杉數樹繁茂す、

社二間四方西向なり、社前に木の鳥居を立、神體は長一尺許、此邊の鎮守にして、例祭は九月十一月の内其日を定めずして祭れり、

福泉寺 除地、二町許、北の方にあり、禪宗曹洞派、長津田村大林寺末、清

隆山と號す、開山庭山と云、その年歴を傳へず、されど第二世の僧宗隨は永祿年中寂すと云によれば、開闢の年代もおしてはかるべし、今顯堂長察

を中興開山とす、寛永九年八月二十六日寂す、客殿十間に六間半、東に向ふ、本尊文殊、此像の腹籠に長一寸八分の文殊を籠置しと云、これは行基の作さるよし、慶安二年寺領十石の御朱印を賜はれり、

【腹籠】(はらごもり) 仏像などの腹中に観音や経典などを入れ籠めてあること。また、そのもの。

山門 三間半に二間半、十六羅漢ろわんの像を置く、

窓門 柱間九尺、鐘楼 山門に向けて左にあり、九尺四方、鐘銘元祿十四年

極月ごくげつ、倉林五郎左衛門・藤原房次とあれど、考證こうしやうに益なければ略す、

開山堂 客殿の南にあり、二間四方なり、

文殊庵 年貢地ねんぐち、二畝(六〇坪)、村内南の方にあり、堂は五間四方、異向むきなり、本

尊彌陀木の立像長二尺、福泉寺の持、

舊跡御殿場きゅうせきごてんば 下川井村の内、東の方中原道の傍かたわらにあり、むかし東照宮江戸よ

り相州高座郡中原御殿に渡御とぎよありしとき、しばしばが程此所におはしまし、

御茶を立てられしと云、古松一株あり、御殿松とよぶ、圍み八尺ばかり坪ちちを

ゆひ廻せり、

倉林屋敷 北寄にあり、一段六畝(四八〇坪)、文祿の水帳みずぢやうに倉林**手作**てさくとのせたれば、

當時地頭倉林が先祖の屋敷にて、菜園など開き置しにや、

◎坂倉新田 坂倉新田は、上川井村の西北にあり、村の四境しきやうは、前にい

へる如く川井村に犬牙けんがして、ことごとく辨べんしがたし、皆畑の地なり、民

家わすか纒まに、當村もと空閑くうかんの地なり、貞享四年(一七二七)小高市右衛門といふもの、

小高新田開墾の時、同く開發かいぱつせんとし、既に其功を奏そうせんとせしかど、

費用足らずして金座きんざの屬坂倉利右衛門其財を出し、故に此地を與くみして購

ひけるにより、利右衛門こゝに移て其功を畢おえ、己が氏を以て村名とし、

居おること二三年にして去さりて、土地には農夫のみを置けり、檢地けんちは元祿八年(一六九五)

安藤對馬守重治たゞす、開發以來御料所にて、今は御代官小野田三郎

右衛門信利假かりに支配す、

新編武藏風土記稿卷之八十八 終 保土ヶ谷旭之部 完

【**手作**】(てさく) 自分の手で耕作すること。また、その田畑。